

胆振地域生活交通確保対策協議会と北海道胆振地域 公共交通活性化協議会の統合について

1 提案理由

路線バスに対する運行費補助にあたり必要となる地域間幹線系統確保維持計画及び生活交通路線確保維持計画（以下、地域計画という。）については、各（総合）振興局の地域生活交通確保対策協議会（地域協議会）において策定の上、全道協議会を通じて国に対し全道計画として提出していたところです。

このことに関して、関係法及び国庫補助要綱の改正により、令和7年度計画の提出からは、地域公共交通活性化協議会（法定協議会）における協議手続きを経て、国に対し地域計画として提出する必要があります。

このことを踏まえ、当地域における協議会運営の効率化を図るため、両協議会を一本化して運用することとし、次のとおり統合するものである。

2 統合後の協議会名

北海道胆振地域公共交通活性化協議会

3 規約の改正案

資料3のとおり

4 施行時期

令和6年4月1日